



第22～24回新株予約権の発行に関する 補足ご説明資料

2026年10月14日

株式会社キャンバス
東証グロース 4575

タイミングの違いに応じた調達手法によって 株主価値の毀損や希薄化を可能な限り回避・抑制

- 臨床第3相試験開始承認の取得前後に発生する資金需要には、確実性の高い調達
- 開始承認後に臨床試験の加速を図る資金需要には、企業価値評価向上を踏まえた調達
- 条件の異なる3つの新株予約権と融資（極度枠設定）によって、株価へのインパクトを抑制しつつ、臨床第3相試験の期間の大半をカバーする資金の段階的調達を目指す

3つの新株予約権と融資を組み合わせる効果

- 第22回新株予約権（行使価額修正条項付き）で、確実性の高い資金調達を図る
 - ✓ 並行する融資極度枠を利用して、行使の不調など不測の事態にも備える
- 第23・24回新株予約権（当初行使価額固定、行使価額プレミアム）によって、より有利な資金調達を目指す
- いずれも最大行使株式数は固定され、株価の動向にかかわらず希薄化の規模を限定

第22～24回新株予約権発行の概要

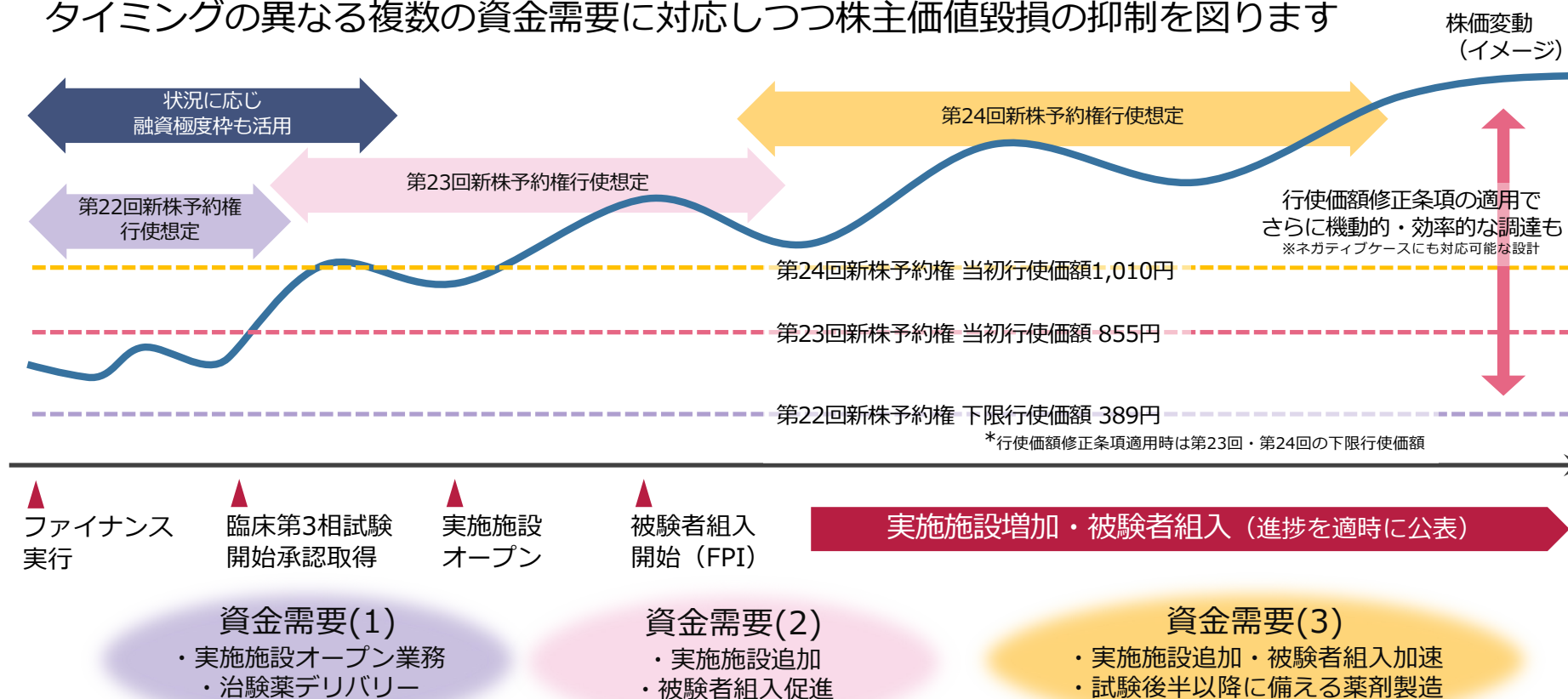
割当先	株式会社SBI証券
想定調達額	4,175百万円（発行諸費用22百万円控除後）
想定潜在希薄化率	合計24.35%
行使可能期間	2026年11月2日～2028年11月2日
手法・諸条件	第22回新株予約権（行使価額修正条項付） ● 発行価額総額 9.64百万円 ● 当初行使価額 778円（＝発行決議日直前取引日の終値×100%） 行使価額修正条項 直前取引日の終値の92%に相当する金額に修正 下限行使価額 389円（＝発行決議日直前取引日の終値×50%） ● 潜在株式数 2,000,000株（当初行使価額ベースの行使価額総額1,556百万円） 第23回・第24回新株予約権（行使価額修正選択権付*） ● 発行価額総額 5.5百万円 ● 行使価額 第23回 855円（＝発行決議日直前取引日の終値×約110%） 第24回 1,010円（＝発行決議日直前取引日の終値×約130%） * 当社取締役会決議により行使価額修正条項適用に変更した場合の行使価額の決定方法は第22回と同様 ● 潜在株式数合計 2,800,000株（当初行使価額ベースの行使価額総額2,626.5百万円）

融資（極度枠設定）の概要

借入先	株式会社SBI証券
借入極度額	500百万円
契約日	2026年11月2日（予定）
契約期間 （個別借入可能期間）	2026年11月2日～2027年5月7日（予定）
利率	固定金利 年3.0%
資金使途の限定	欧州におけるCBP501臨床第3相試験に向けた開発費用
その他	✓ 借入実行の方針 欧州第3相試験の進捗及び資金需要に応じて、借入極度額の範囲内で実行します。 ✓ 想定している借入実行状況 何らかの事情で本新株予約権の行使が進捗せず（または、意図的に行使を抑制することにより）、本新株予約権の行使による調達資金の充当が臨床開発費用の具体的な支出のタイミングに間に合わないおそれがある場合などを想定しています。 ✓ 借入返済 個別の借入ごとに、実行日の6ヶ月後から6ヶ月分割で元利を返済します。 借入先が承諾した場合には期限前返済も可能です。 ✓ 担保提供資産 ありません。ただし株式会社SBI証券は、当社が返済を怠ったとき、または、債務の弁済が困難と客観的な根拠に基づき合理的に判断したときに限り、当社の定期預金に対し質権を設定して債権保全をすることができます。

資金需要時期に合わせ設計された新株予約権と融資

- 条件の異なる3つの新株予約権と融資（極度枠）の活用で、
タイミングの異なる複数の資金需要に対応しつつ株主価値毀損の抑制を図ります



* 上図はイメージであり、実際の当社株価の推移やイベント発生時期などを予想または保証するものではありません。

資金使途および支出予定時期

CBP501臨床第3相試験費用と運営資金に充当します

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期	詳細
① CBP501 欧州臨床第3相試験費用	3,245	2026年11月～ 2028年8月	試験概要（現時点の見込み） ●対象疾患・・・脾臓がん3次治療 ●試験形式・・・多施設無作為化オープンラベル比較対照試験 ●被験者数・・・合計200～250名程度 ●主要評価項目・・・全生存期間（OS） 実施施設費用、CRO費用、薬剤製造製剤化費用、併用薬剤調達費用等を含みます
② 事業運営費用 (基礎研究費用*、 販売費及び一般管理費)	930	2026年11月～ 2028年8月	継続的な基礎研究に係る諸費用 人件費、外注費、事務用消耗品費等の販売費及び一般管理費
合計金額	4,175		

*基礎研究費用には、前臨床試験以前の段階のパイプラインであるCBT005、CBP-A08、IDO/TDO二重阻害剤等に関する研究費用を含みます。

Q: 欧州臨床第3相試験開始承認を取得する前に今回この資金調達を実行することにしたのはなぜか。

A: 「臨床第3相試験開始承認取得前後」や「承認獲得後試験開始に至る期間」において、必要最小限を上回る先行投資的支出を必要なタイミングで迅速に実施することが、臨床試験のペースを速め、全体の必要資金量を最小化しつつ、効果的に企業価値を向上させる、最善の方策であると考えたからです。

具体的には、臨床第3相試験開始承認取得前後においては、実施施設のオープンや治験薬のデリバリーにしっかりと支出することで、臨床試験進捗ペースに大きな影響を及ぼす「実施施設数」を増やすことができます。

また、施設オープン以降にも、施設数増加や被験者組入れ促進策、試験実施国増加などに対して十二分な先行投資的支出を実行することで、臨床試験進捗ペースをより加速することが可能になります。

Q: これまで「臨床第3相試験開始には現有資金で問題ない」と説明されていた。それとの関係を詳しく説明して欲しい。

A: 当社の手元資金は約1,445百万円（2026年6月30日現在）であり、現有資金で試験を開始すること自体には問題はないものの、臨床試験を完了させるには大きく不足しています。

不足分については、開始承認取得後や試験開始後に資金調達に取りかかる方法も考えられますが、この想定で進む事業プランは必然的に、臨床第3相試験開始承認を取得してから試験開始に至る期間やその後新たな資金調達を実現するまでの期間の支出を抑制しつつ進むことになり、それには以下のようなリスクが伴います。

- (1) 当該期間の支出を抑制することで、臨床試験実施施設オープンの数やペース、被験者登録のペース、試験後半で使用する薬剤の準備のための資金投入などが抑制され、臨床試験に要する期間が長期化します。
- (2) 開始承認取得後に実施する新たな資金調達が順調に進まなかった場合に、一旦開始しようとした臨床試験を止める決定が必要になります。その決定は臨床試験実施施設の現場に大きな軋轢を生じる上、一度止めた臨床試験を再開するにはさらに大きな困難が伴います。
- (3) 万一、何らかの事情で開始承認取得に想定以上の期間を要した場合には、今回よりも悪い条件での資金調達を余儀なくされます。

今回のファイナンスは、これらのリスクを回避しつつ、前のQにご回答した「先行投資的支出」の実行も可能にするものです。

Q: これまでの説明では「株式市場からの調達を検討する場合には株主価値の毀損や希薄化を可能な限り回避・抑制するタイミングと方法を追求する」としていたが、このファイナンスはそのような方針に沿ったものか、説明してほしい。

A: 今回のファイナンスは大きく2つのパートで構成されています。

1つめのパートは、行使価額修正条項を付した第22回新株予約権と5億円の融資極度枠設定です。

臨床試験開始とその後の被験者組入れペースの向上のために臨床第3相試験開始承認取得後直ちに投入することが望ましい先行投資的な臨床試験初期の支出を、現有資金に加え、融資と（その返済原資にも使える）新株予約権によってまかなうパートです。当初から行使価額の修正が行われる第22回新株予約権の行使によって調達の蓋然性を確保し、これによって将来の企業価値向上とそれに伴う株価上昇を目指します。

2つめのパートは、臨床試験開始後の資金需要に対応するものです。

行使価額が発行時点の株価よりも高い金額で当初固定された第23回新株予約権及び第24回新株予約権によって、臨床第3相試験開始承認を取得した企業として適正な水準の企業価値評価による調達を図り、これによって希薄化を可能な限り回避・抑制する狙いです。なお、このパートは、必要に応じて取締役会決議により第23回新株予約権及び第24回新株予約権に行使価額修正条項を適用することができる設計であり、行使価額修正条項の適用を選択することで、株価が上昇した場合には当初予定を上回る資金調達を図るほか、下落時などさまざまなダウンサイドリスクに対応し機動的・効率的な資金調達を行うためにも機能します。

この2つのパートを組み合わせることで、今般の資金調達手法は、従来からお伝えしている「株主価値の毀損や希薄化を可能な限り回避・抑制するタイミングと方法」に沿ったものであると考えています。

Q: 今回の調達で臨床第3相試験終了までの資金は調達できるのか。不足した場合はどうするのか。

A: 臨床第3相試験終了時期までの当社の資金需要は、現時点で45～50億円と見込んでいる臨床第3相試験費用だけではなく、基礎研究費用・販売費及び一般管理費を含む運営費用として四半期あたり約1～1.5億円があります。さらに、臨床第3相試験終盤には、試験が成功裏に終了した場合に必要な新薬承認申請に備える追加の資金需要が生じます。

今回のファイナンスは、株価上昇時に第23回新株予約権及び第24回新株予約権について行使価額修正条項の適用を選択することで当初予定を上回る資金調達が可能ではあるものの、新株予約権の行使状況によっては当初見込んでいた調達予定額の全額が調達できない可能性もあることから、基本的には臨床第3相試験終了までの資金は調達できない想定で事業計画を策定せざるを得ません。

この課題に対応する方法としては、臨床第3相試験の成功を見越した販売提携などCBP501に関連する製薬企業からの調達（又は当該提携に基づく当社負担費用の減少）、CBT005・CBS9106など他のパイプラインに関連する製薬企業等からの調達、株式市場からの追加資金調達などが考えられます。

株式市場からの調達を検討する場合には、株主価値の毀損や希薄化を可能な限り回避・抑制するタイミングと方法を追求します。

Q: SBI証券からの融資（極度枠設定）の内容と資金使途を説明して欲しい。また、担保に関しても説明して欲しい。

A: 株式会社SBI証券と締結する予定の極度方式基本契約に基づいて、当社は2027年5月までの6ヶ月間、資金需要のタイミング等に応じて借入れを実施できるという内容です。詳細条件は、プレスリリースや補足説明資料本文をご参照ください。
資金使途は、欧州におけるCBP501臨床第3相試験に向けた開発費用に限定されています。

臨床試験開始承認取得の前後から臨床試験初期において、臨床試験実施施設の増加や被験者組入れ促進に備えた先行投資的な支出を機動的に実行することは、臨床試験全体の進捗を速め、企業価値向上に寄与すると考えられます。

他方、今般発行する新株予約権は、割当先による行使によって、当社の資金調達の実現する資金調達手法であり、株価の低迷や出来高の減少などの事情で行使が想定どおりに進捗しない場合には、先行投資的な支出を機動的・積極的に実行できなくなるおそれがあります。また、先行投資的支出を抑制すると、臨床試験初期の進捗が遅延してさらに行使の進捗が遅れる悪循環にも陥りかねません。さらに、そのような状況での新株予約権行使は、既存株主価値の毀損にもつながります。

今回の借入限度額5億円の融資枠を設定することによって、新株予約権の行使が想定どおりに進捗しない場合であっても、機動的に先行投資的な支出を実行する選択肢を確保することができます。必要に応じて借入れを行うことで、先行投資的な支出ができないおそれを回避・抑制したいと考えました。

この融資は無担保で設計されていますが、当社が返済を怠ったときなど一定の条件下で、株式会社SBI証券が当社の定期預金に対し質権を設定して債権保全できる予約の契約（預金債権質権設定予約契約）を締結する予定です。



■将来見通し等に関する注意事項

- 本資料は、当社に関する情報の提供のみを目的としたものであり、売買の勧誘を目的としたものではありません。
- 本資料における将来予想・見通し等に関する記述につきましては、目標や予測に基づいており、確約や保証を与えるものではありません。また、将来における当社の業績が、現在の当社の将来予想と異なる結果になることがある点を認識された上で、ご利用ください。
- 業界等に関する記述につきましても、信頼できると思われる各種データに基づいて作成しておりますが、当社はその正確性・完全性を保証するものではありません。
- 本資料は、受領者がいかなる目的にご利用される場合においても、本資料受領者ご自身のご判断と責任においてご利用されることを前提にご提示するものであり、当社はいかなる場合においてもその責任を負いません。

■お問い合わせ先： 株式会社キャンバス 管理部 IR担当
Email IR@canbas.co.jp